

未来をつくる高校生チャレンジ補助金交付要綱

(通則)

第1条 未来をつくる高校生チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が高校生（個人・グループ）に対し、補助金を交付することにより、高校生が自分の可能性に気づき、能力を磨き、様々な分野で才能を活かしながら大きくはばたくことができるよう、その挑戦を応援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、未来をつくる高校生チャレンジ事業に採択された者の中から予算の範囲内で県民会議会長（以下「会長」という。）が決定する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という）は、採択された未来をつくる高校生チャレンジ事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、飲食費・耐久性のある備品等の購入費は対象外とする。

- 2 対象経費は、補助事業の実施にあたり、必要最小限の経費であつて、社会通念上、適正な価格で取引されたものとする。
- 3 飲食費・耐久性のある備品等の購入費のほか、適当でないと会長が認めたときは、対象経費と認めない。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、対象経費に10分の10を乗じた額とし、一件あたり50万円を上限とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付決定があつた年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「受給者」という。）は、様式第1号に係る資料を添えて、会長が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の申請様式等を審査のうえ補助金の交付決定を行い、様式第2号により通知する。

(補助金の概算払)

第9条 受給者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号により会長に請求しなければならない。

2 会長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金について概算払をするものとする。

(事業変更等の承認)

第10条 受給者は、補助事業の内容を変更するときには、あらかじめ様式第4号により会長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（事業経費の20パーセント以内の増減）については、この限りではない。

(報告の義務)

第11条 受給者は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 活動前に辞退する場合。
- (2) 活動が予定の期間内に完了しない場合又は活動の遂行が困難になった場合。

2 受給者は、活動が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第5号に関係書類を添え、会長に報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 会長は、前条第2項の規定による実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を受給者に通知するものとする。

(決定の取消)

第13条 会長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請様式等の記載内容に虚偽があったとき。
- (2) 活動前に辞退する場合。
- (3) 活動が予定の期間内に完了しない場合又は活動の遂行が困難になった場合。

(補助金の経理)

第14条 受給者は補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収支額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 受給者は、前項の収支額について、その収支内容を称する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。